

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年10月20日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	8月下旬に炉心解析メーカーより提出された原子炉運転計画策定において、選択制御棒挿入機構の設定用解析条件データに誤入力があったことが判明したため、対応検討	C	
2	4号機	原子炉冷却材浄化系のろ過脱塩器（A）用満水ベント弁の点検において、当該弁駆動部の開度計に指示値不良が認められたため、当該開度計を点検・修理	D	
3	4号機	原子炉格納容器真空破壊弁（1台）の点検において、計装品取付ボルトのねじ山に損傷が認められたため、当該ボルト（4本）を交換	D	
4	4号機	電動機駆動原子炉給水ポンプの入口復水流量データ伝送器（4台）の点検において、計器精度外れが認められたため、当該計器を交換	D	
5	4号機	タービン駆動原子炉給水ポンプのスラスト軸受温度検出器（2台）に油のにじみが認められたため、当該検出器を交換	D	
6	4号機	循環水系ポンプ（C）の点検において、出口ケーシング内に腐食が認められたため、当該部を補修	D	
7	4号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩装置用プリコートポンプの軸受潤滑油シール部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	4号機	タービン駆動原子炉給水ポンプのスラスト軸受温度検出器（1台）の点検において、信号伝送用ケーブルの被覆に亀裂及び芯線の露出が認められたため、当該ケーブルを交換及び再接続	D	
9	4号機	主復水器（B）用真空圧力伝送器（2台）点検において、計器入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を交換	D	
10	4号機	制御棒駆動水圧系ポンプ（A）最小流量調整弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
11	4号機	制御棒駆動水圧系ポンプ（B）最小流量調整弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
12	4号機	ディーゼル発電機（A）用補助海水系水張り作業時の現場確認において、二次冷却水空気冷却器（A）の入口温度指示計に破損が認められたため、当該温度指示計を点検・修理	D	
13	5号機	不活性ガス系の原子炉格納容器窒素ガス供給圧力計用元弁の点検において、グランドシール部締付け用ボルト・ナットに腐食が認められたため、当該部の関連部品一式を交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	5号機	原子炉格納容器内計測設備の点検において、電線管用貫通部未処理（2件）及び電線管中継端子箱用蓋の外れ（1件）が認められたため、当該部を修理	D	
15	5号機	復水脱塩装置の脱塩塔（NO. 5）出口導電率検出器の点検において、当該計器の取付けシール部より水の微小リークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	5号機	廃棄物処理建屋内各種タンクやろ過装置類の攪拌及び洗浄用空気配管の安全弁（1台）が当該建屋の所内用空気系全停復旧時のショックで動作し、吹き止まらない事象が発生したため、当該弁を点検・修理	D	
17	5号機	非常用ディーゼル発電機（B）用潤滑油冷却器入口潤滑油温度指示計のガラス面に破損が認められたため、当該温度指示計を点検・修理	D	
18	6号機	原子炉格納容器ドライウェル除湿冷却系の冷凍機用冷媒配管の点検において、保温材の劣化による一部破損が認められたため、当該部の保温材を交換	D	
19	その他	発電所構内の消防設備点検において、音響装置（電鈴）音圧不足や防火シャッター不動作等の不具合（計19件）が認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで